

個人会員・個人による寄附 (所得税の控除について)

茅野市社会福祉協議会の会員会費 (令和5年度分から) と寄附金は、特定寄附金に該当し、確定申告を行うことで、「所得控除」と「税額控除」から、いずれか有利な方を選択することができます。なお、年末調整では寄附金控除を受けることができませんのでご注意ください。(※2,000 円を超える場合に対象となります。)

○所得控除

下記の計算式による金額が年間所得金額から控除されます。

$$\text{年間の寄附金額} - 2,000 \text{ 円} = \text{控除額}$$

※特定寄附金合計の上限は、所得金額の40%となります。

○税額控除

下記の計算式による金額が所得税額から控除されます。

所得税額から直接控除額を差し引くため、小口の寄附にも減税効果が大きくなります。

$$(\text{年間の寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{控除額}$$

※特定寄附金合計の上限は、所得金額の40%となります。

※税額控除額は、その年の所得税額の25%が限度となります。

税額控除を選択される場合は「税額控除に係る証明書」が必要です。

茅野市社会福祉協議会ホームページよりダウンロードにてご利用ください。

個人会員・個人による寄附 (個人住民税の控除について)

茅野市にお住まいのかたは市県民税、長野県 (茅野市以外) にお住まいの方は県民税の寄附金税額控除が受けられます。(寄附をした翌年の1月1日にお住まいの方に限ります。)

$$(\text{寄附金合計} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% (\text{市民税 } 6\%、\text{ 県民税 } 4\%) = \text{控除額}$$

※寄附金合計の上限は、所得金額の30%が限度となります。

法人による寄附

法人が本会に寄附した場合は、法人税法上の特定公益増進法人等に対する寄附金に該当し、次のいずれか少ない金額を、損金の額に算入することができます。

- ・茅野市社協に対する法人会員会費・寄附金の額
- ・特別損金算入限度額

$$(資本金の額 \times 当期の月数 / 12 \times 0.375\% + 所得金額 \times 6.25\%) \times 1/2$$

※茅野市社協に対する法人会員会費・寄附金のうち損金の額に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めて、別途損金算入限度額の計算を行うことができます。

詳しくは、最寄りの税務署へご確認ください。